

戸籍証明、住民票の写し等の証明書交付請求の際には、窓口に来られた方の

「本人確認書類」が必要になります。

なりすましによる戸籍や住民票の写しの不正請求を防止し、個人情報を保護するために、戸籍法及び住民基本台帳法が改正されました。

この法改正により、**平成20年5月1日から**戸籍証明や住民票の写し等を取りに来られる方に対して、本人確認を行ないます。

証明書交付請求時に提示していただく「本人確認書類」については下記のとおりです。なお、**代理の方（※）**が窓口に取りに来られる場合は、**請求者本人の委任状が必要**となります。

本人確認対象者

- 窓口で交付請求するすべての方
（弁護士、司法書士、行政書士等や委任された代理人及び使者を含む窓口に来られた方）

本人確認の方法

1つでよいもの（官公署が発行した顔写真付きの身分証明書）	
運転免許証、パスポート、写真付き住基カード、外国人登録証明書、船員手帳、身体障害者手帳（有効期間が長期間経過しているものは不可）	
2ついるもの（イから2枚、もしくはイとロで2枚）	
イ	ロ
健康保険証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、住基カード（写真なし）、年金手帳または年金証書	学生証、写真付き法人の身分証、社員証、診察券、預貯金通帳、キャッシュカード、電気、ガス、水道などの公共料金の領収書等

◎書類による確認の他、窓口にて口頭で質問するなどの方法により、本人確認をさせていただきます場合があります。

◎なお本人確認ができるものをお持ちでない場合は、職員に声をおかけください。

代理の方（※）とは、

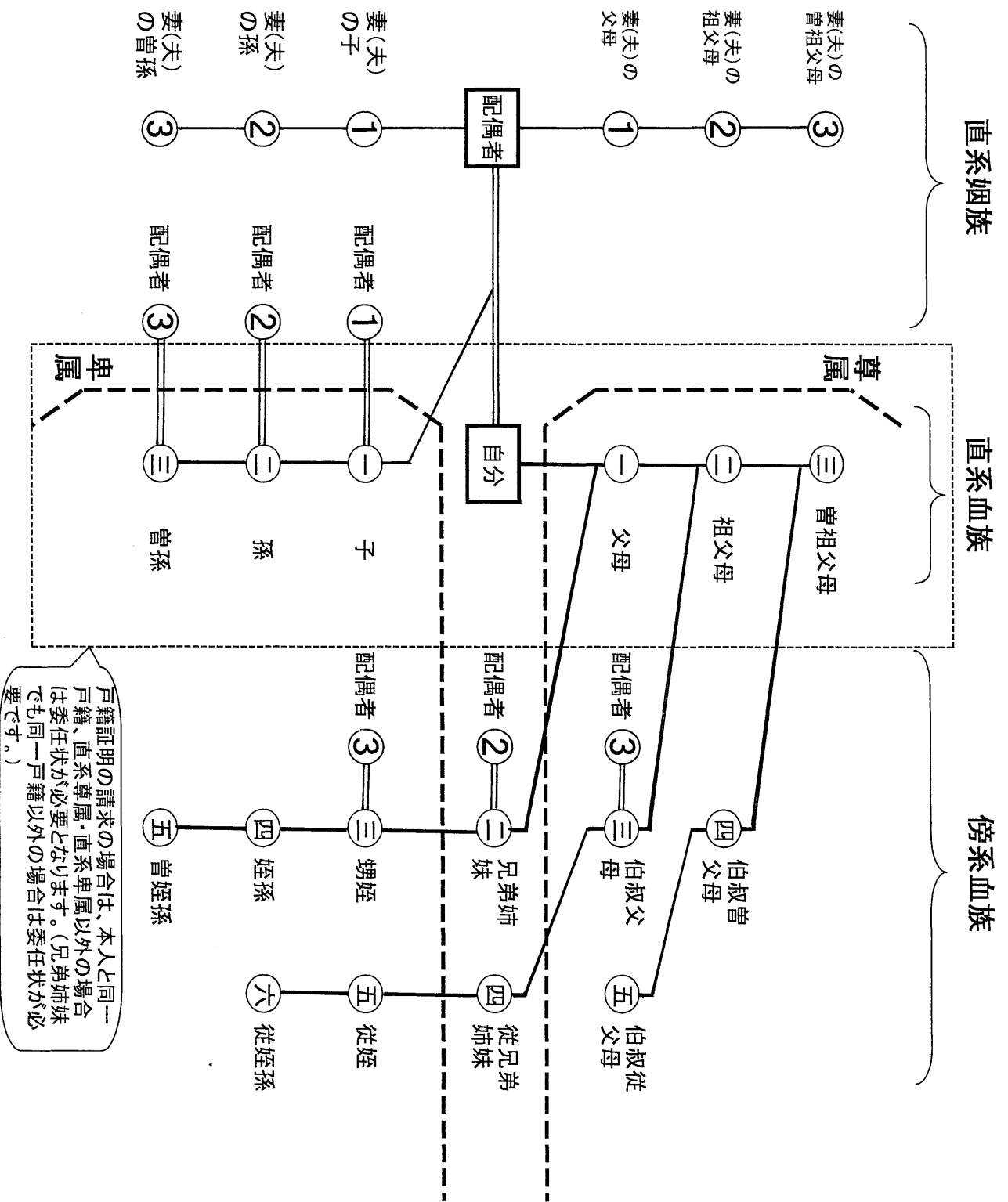
- 戸籍証明を請求の際は、**本人と同一戸籍、直系尊属（父 母または祖父 祖母）・直系卑属（子または孫）以外の人**

（兄弟・姉妹でも同一戸籍以外の場合は委任状が必要です。）

- 住民票の写しの請求の際は、**本人と同一世帯以外の人**

（同じ住所地番でも世帯が別なら委任状が必要です。）

○ 親族の図解



戸籍証明の請求の場合は、本人と同一戸籍、直系尊属・直系卑属以外の場合は委任状が必要となります。(兄弟姉妹でも同一戸籍以外の場合は委任状が必要です。)

注
 姻族 ≡ ① ③
 血族 ≡ ① ③ ⑥